

郡山市売上高等減少対策資金融資利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和元年台風第19号、新型コロナウイルス感染症等の災害（以下「災害等」という。）により事業活動に影響を受けた市内の中小企業者の事業再開及び早期の経営の安定を図るため、郡山市中小企業融資制度要綱（平成17年3月22日制定。以下「融資要綱」という。）に基づき売上高等減少対策資金の融資を受けた者に対し、予算の範囲内で当該融資に係る利子の補助を行うことについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 利子補給補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、災害等により事業活動に影響を受けた市内の中小企業者のうち、融資要綱第20条第2項の表の規定による売上高等減少対策資金融資を受けたもので、補助金の交付を申請する際に納期の到来している市税等（市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、事業所税、都市計画税及び国民健康保険税をいう。）を完納しているものとする。

(補助の対象融資)

第3条 補助の対象となる融資（以下「補助対象融資」という。）は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までに融資要綱の規定に基づき、同要綱第2条第1号に規定する取扱金融機関（第5条第1号において「取扱金融機関」という。）の貸付が実行された売上高等減少対策資金融資とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、貸付が実行された日から3年までの期間に負担する約定利子の額に相当する額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象融資に係る約定利子を支払った年度の末日までに、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

(1) 取扱金融機関が発行する支払額明細書の写し

(2) 利子の支払額が確認できる書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(額の確定)

第7条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。